

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
1	<p><b>実施要綱</b></p> <p>今回の公募は認可保育所と子育て支援センターの公募ですが、同敷地内に児童福祉施設の建設は可能ですか。（建設は自己資金で）</p>	<p>保育所と子育て支援センター以外の児童福祉施設を整備することは可能です。ただし、認可保育所と子育て支援センターの整備に支障がないことが条件となります。</p>
2	<p><b>別添資料3-1</b></p> <p>0歳児の定員が9名以下で設定した場合は看護師の配置が市の基準では不要と考えてよいですか。また9名の場合は看護師配置が必要ですか。</p>	<p>質問のケースの場合は、看護師の配置は不要です。</p>
3	<p><b>別添資料3-2</b></p> <p>地域子育て支援センターは10時～15時の6時間開所としていますが、その際、常勤職員1名とありますが、犬山市の常勤職員の定義をご教示ください。</p>	<p>正規、非正規を問わず、子育て支援センターの開所日時の全てで勤務する者を常勤職員とします。</p>
4	<p><b>実施要綱</b></p> <p>株式会社の場合、施設用地は使用貸借契約で10年間は無償、その後市と協議の上、貸付内容を決定とあるが、10年以降費用が発生すると考えた方がよろしいでしょうか。</p>	<p>10年経過後、使用貸借契約とするか賃貸借契約とするか、また賃貸借契約とする場合の賃料の算定方法も含め、協議の上決定します。</p>
5	<p><b>実施要綱</b></p> <p>概ね190名、2号認定110名程度、3号認定80名程度となるが、内訳は応募事業者が決定してよいのでしょうか。</p>	<p>市と協議の上、決定していただきます。なお、定員の年齢別内訳については、年齢の上昇に伴う定員の逆転が生じないように設定してください。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
6	<p><b>別添資料 8</b></p> <p>開園する令和8年度の園児数の見込みと確保の内容をご教示ください。</p>	<p>園児数の見込みについては、資料8の7(2)でお示ししている第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画に記載のとおり令和6年度までであり、令和8年度の園児数の見込みと確保についてはお示しできません。</p>
7	<p><b>別添資料3-2</b></p> <p>各種補助金「民間保育所運営費補助」17,410,000円の人件費、管理費、整備費の給付要件をご教示ください。</p>	<p>「犬山市民間保育所運営費補助金交付要綱」のとおりになります。同要綱は市ホームページ「ページ番号1004313」に掲載のリンクから検索いただけます。</p>
8	<p><b>別添資料3-1</b></p> <p>現在、羽黒・羽黒北こども園で勤務している常勤者数、非常勤職員、調理員、用務員、事務員の数をご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽黒子ども未来園 常勤保育士7名、非常勤保育士12名</li> <li>・羽黒北子ども未来園 常勤保育士10名、非常勤保育士13名</li> <li>・用務員は6施設を1名が巡回しており 1施設に月2日（4時間/日）勤務</li> <li>・調理員は給食調理業務委託（羽黒子ども未来園2名、羽黒北子ども未来園3名）</li> <li>・事務員の雇用はなし</li> </ul>
9	<p><b>実施要項P1. 2</b></p> <p>市側で市民プールの解体、整地となっておりますが、プールの解体後は地盤レベルが下がると思われます。地盤の盛土は市側でみて頂けるのでしょうか。また南側道路レベルよりも現況地盤が低いと思われそうですが、整地後の予定地盤レベルはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>旧市民プールの解体工事の中で、整地を南側道路レベルにあわせて行う予定です。詳細は、今後行う設計の中で検討していきます。なお、保育所整備において盛土等の新たな整地を必要とされる場合は、事業者負担となります。</p>
10	<p><b>実施要領別添資料1-2</b></p> <p>敷地は市街化調整区域であるため、30cm以上の盛土があると開発許可が必要になると思われますが、都市計画法第34条（立地基準）等の事前協議は行われているのでしょうか。</p>	<p>市街化調整区域であるため、盛土の有無に関わらず、都市計画法の許可が必要となります。当市は、都市計画法における事務処理市であるため、開発許可等の権限を有しており、法第34条に関する事項については、都市計画部局と協議済みです。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
11	<p><b>実施要項P2(6)</b></p> <p>定員についての質問です。概ね190人程度とありますが上下どれぐらいまでの範囲内を想定していますか。</p>	<p>まず、今回の定員設定は、現2園（羽黒・羽黒北子ども未来園）のすべての子どもが利用できることを想定しております。なお、市の年少人口は減少傾向ですが、現2園の在園児数の過去の状況及び保育士配置数から186人から190人程度と想定しています。</p>
12	<p><b>実施要項P2(7)</b></p> <p>運動会等の行事があるとき園の駐車場が不足する場合も考えられます。文化センターの駐車場をお借りすることはできますでしょうか。</p>	<p>文化会館のイベントについては土日が中心で利用者も多く見込まれる状況から、原則として駐車場をお貸しすることは考えていません。</p>
13	<p>子育て支援センターですが配置するにあたりまして設置基準等ありますでしょうか。設備面での確認です。2階へ配置してもよろしいでしょうか。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省平成26年5月29日付け雇児発0529第18号）の4(2)③(ウ)を参照ください。</p> <p>なお、市独自の設備基準はありませんが、当市が運営する子育て支援センターでは、授乳コーナー、ベビーベッド、屋内遊具は必置としており、流し台やトイレは、併設する保育所等との共用としています。</p> <p>また、子育て支援センターを、2階に設置することは可能です。</p>
14	<p><b>実施要項P1. 1</b></p> <p>職員体制についての質問です。募集要項に既存の2園を統合し新園を整備するとあります。既存園で勤務されています保育士の方の雇用はどのようにお考えですか。</p>	<p>正規職員は、他の公立施設への異動となります。非正規職員は、本人の希望により公立施設以外での雇用もあります。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
15	<p><b>実施要領2-(1)</b></p> <p>将来認定こども園の認可を受けることは可能ですか、その場合、保育所開設から変更認可可能となるまでに必要な期間がありますか、施設整備費補助金の返還義務は生じますか。</p>	<p>認定子ども園への移行は可能ですが、移行時期も含め市と協議していただきます。なお、国に確認したところ補助金の返還義務は原則として生じません。</p>
16	<p><b>実施要領2-(4)、(7)-②</b></p> <p>○建設予定地の地質・地下水関係のデータ及び地下埋設物に関する資料の提示はありますか。 ○現存構築物（プール）の解体・整地工事について設計概要の提示はありますか。 （解体のための掘削深や埋め戻しの方法によっては、地盤改良や建物の壁量増が必要となり、建築費に影響すると思料）</p>	<p>土質柱状断面図の存在は確認できましたが、その他の地質・地下水関係のデータは現在調査中です。書類の存在が確認でき次第、お問合せがあればご提示できるようにいたします。また、地下埋設物に関する資料では、ガスや給排水配管等の資料はあるため、お問合せいただければご提示することは可能です。</p>
17	<p><b>実施要領2-(7)-①</b></p> <p>借地料について、 ○保育所開設10年間経過後、有償貸借に移行するとした場合の借地料の考え方をお示してください。 ○現在犬山市内民間保育所に対する借地料軽減のための補除制度があればお示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問4の回答のとおりです。</li> <li>・現時点では、民間保育所に対する借地料軽減のための補助制度はありません。</li> </ul>
18	<p><b>実施要領2-(7)-①資料1-2</b></p> <p>円滑な登降園を検討するに当たり、 ○どの程度の交通混雑を想定していますか。 ○自動車登降園に、資料1-2に赤枠で示された保育園整備用地以外の部分、例えば犬山市文化会館南側進入路の利用を含めて良いですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎時間（6：30～8：30、15：30～18：30）における交通量調査の結果、東西道路の朝のピーク時間帯は8：00～8：30で双方向車両が計約150台、夕方のピーク時間帯は18：00～18：30で、同様に車両約170台。南北道路はどの時間帯も車両5台以下です。</li> <li>・文化会館用地と保育園用地の動線は分離した利用を想定していますので、原則、進入路の利用は含めないということをお願いします。</li> </ul>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
19	<p><b>実施要領4-(1)資料4の1</b></p> <p>施設整備費補助金について、            ○地域子育て支援拠点（子育て支援センター）部分について、次世代育成支援対策施設整備交付金（補助率：国1/2）を活用する補助金を予定とあります。また整備費補助金のモデルケース（負担割合国・市3/4）では、特殊付帯工事は、次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて準用して整備する場合に限る、とあります。両者の関係についてお示してください。            ○地域の余裕スペース活用促進加算についてご説明ください。            ○太陽光発電、緑化推進、木造建築など、他の補助制度を活用した施設建設は可能ですか。</p>	<p>・次世代育成支援対策施設整備交付金を活用する補助金は、子育て支援センターの整備を補助対象としています。国の補助率は1/2ですが、市負担分と併せた全体の補助率は3/4となります。            保育所等整備交付金を活用する補助金（施設整備補助金）は、子育て支援センター部分を除く保育所部分の整備を補助対象としています。こちらも全体の補助率は3/4となります。            よって、2つの補助金は、補助対象が異なる別々の補助制度とご理解ください。            なお、特殊付帯工事は、太陽光発電設備の設置工事等が該当しますが、保育所等整備交付金ではこの部分を次世代育成支援対策施設整備交付金の取扱いを準用するよう規定されているものです。            ・地域の余裕スペース活用促進加算は、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算することができるものです。            ・他の補助との併用は、補助対象が重複するものでなければ可能と考えられますが、想定する補助の実施主体にお尋ねください。</p>
20	<p><b>実施要領 13. 14資料5</b></p> <p>保護者に承諾書を求めるなど、羽黒こども未来園及び羽黒北こども未来園の児童が民営化後の新園に移行する意思を持って入園するかどうかを確認する予定がありますか。</p>	<p>毎年11月頃に、次年度の利用希望園の確認を全園児に行います。</p>
21	<p><b>資料2の1</b></p> <p>設備基準について、医務室、調理室の面積、施設整備の基準・規定はありますか。</p>	<p>ありません。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
22	<p><b>資料3-1の9</b></p> <p>保育料以外の保護者負担について、            ○現在市で徴収している費用のうち、市営保育所と同額にすべきものは給食費のみと理解して良いですか。            ○特色ある保育に要する費用として、保護者に負担を求めることは可能ですか。            ○クラブ活動など、希望者のみを対象に別途費用を徴収するサービスを行うことは可能ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育利用料（定期的利用分・一時的利用分）についても同額としてください。</li> <li>・特色ある保育の費用負担については、内容によるものと考えますが、保護者負担が大きくなったり、経済的事情により園児の疎外感を招くことがないようにしてください。クラブ活動に関しても同様です。</li> <li>・新たに保護者に費用負担を求める場合は、事前に市に報告の上、保護者に説明を行い理解を求めてください。</li> </ul>
23	<p><b>資料3-1の10</b></p> <p>【別表】職員配置基準のうちの調理員等について、配置の考え方・基準等をお示してください。（従来の犬山市基準とは異なっているように思われますので）</p>	<p>利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）。調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができます。</p> <p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日 府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）を参照ください。</p>
24	<p><b>資料4の2</b></p> <p>運営委託料について、            ○モデル的に試算された委託料は、4月1日現在で定員充足を前提の試算となっておりますが、特に3歳未満児は4月以降徐々に園児が増加すると考えます。4月1日時点で定員に空きがある場合の委託料はどの程度減額されますか、お示してください。            ○保育士を、4月1日時点では定員未充足だが、4月以降の定員充足を見込んで4月1日から雇用した場合の補助はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委託料の試算は、資料4の2【積算資料】中「単価計①」に各月の在籍児童数を乗じて算出できます。</li> <li>・未満児の年度途中入所に対応するために、あらかじめ保育士を配置する場合の人員費は、犬山市民間保育事業補助金（低年齢児途中入所円滑化事業）の規定による補助があります。</li> </ul>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
25	<p><b>資料4の3</b></p> <p>各種補助金について、            ○民間保育所運営費補助金の人件費について、保育士の配置基準や年齢、経験、処遇改善の考え方を            お示してください。            ○民間保育所運営費補助金の管理費、整備費の対            象となる主な費目の内訳をお示してください。            ○民間保育所事業費補助金のうち、延長保育事業            の考え方についてお示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4月1日の在籍児童数に対する必要保育士、施設長、調理員の人件費が対象となり、年齢等の条件はありません。</li> <li>・管理費については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日 府子本第254号・雇児発0903第6号）を確認してください。また、整備費については、独立行政法人福祉医療機構からの借入金並びに愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金借入金に係る当該年度に返済する元金及び利息を対象とします。</li> <li>・子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成29年4月18日府子本第281号）を参照ください。</li> </ul>
26	<p><b>資料4の3</b></p> <p>職員の処遇について、            ○処遇改善に対する補助制度はありますか。ある場合は制度の内容をお示してください。            ○研修事業に対する補助制度はありますか。ある場合は制度の内容をお示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の処遇改善に対する市単独の補助はありませんが、公定価格として処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱがあります。</li> <li>・研修事業に対する市の補助は、現在のところありません。</li> </ul>
27	<p><b>様式I（申請書類NO.15の11）</b></p> <p>子ども未来園運営の継承等について            ○保育内容、年間行事、保護者の費用負担について、継承する内容を示せばよいですか。            ○この場合、市として最低限求める内容があればお示してください。            ○保育の独自性はどこまで認められるのかお示してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継承する保育内容を示してください。</li> <li>・継承する保育内容の最低基準や保育内容の独自性の基準はありません。</li> <li>・提案された内容により判断させていただきます。</li> </ul>
28	<p><b>その他</b></p> <p>（仮称）新羽黒保育園の受託事業者となった場合、月毎、年度毎に市への報告等提出が必要な書類についてお示してください。</p>	<p>一時保育や延長保育の利用実績を提出いただくほか、今後の公立園民営化を検討する上で活用できる資料を提出いただくことを検討しています。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
29	<p><b>実施要領3ページ</b></p> <p>(3) 開園後の運営費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営費委託料</li> </ul> <p>⇒国の公定価格の件でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬山市民間保育所運営費補助金</li> <li>・ 犬山市民間保育所事業費補助金</li> <li>・ 犬山市民間保育所保育体制強化事業補助金</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業委託料</li> </ul> <p>⇒上記4点の要綱を頂くこと出来ますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営費委託料とは、国の公定価格となります。</li> <li>・ 犬山市民間保育所運営費補助金、犬山市民間保育所事業費補助金、犬山市民間保育所保育体制強化事業補助金に関する要綱は、市ホームページ「ページ番号1004313」に掲載のリンクから検索いただけます。</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業委託料は補助金ではなく委託料のため要綱はありません。</li> </ul>
30	<p><b>資料3-1 2ページ</b></p> <p>5 通常保育以外の保育サービス</p> <p>一時保育ですが、こちらは一般型となりますでしょうか。その際、保育室は別途設置となりますでしょうか。(その際のおおよその確保面積は決まっていますでしょうか。)</p> <p>または、余裕活用型でもよろしかったでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保育は「一般型」として、保育室は別で設置してください。</li> </ul> <p>設備基準については、児童福祉法施行規則第36条の35第1号イに定める設備に関する基準を参照ください。</p>
31	<p><b>実施要領1ページ</b></p> <p>(4) 新園の場所</p> <p>犬山市様で現況の解体とございますが、実際に工事が始まった際、埋蔵文化財やガラ等が出た場合、いずれも費用負担はどちらが対象となりますでしょうか。</p>	<p>旧市民プールの解体工事時に地中の杭基礎を含めて撤去するため、埋蔵文化財の有無はその段階で把握可能となります。そのため、新園建設時に埋蔵文化財が新たに発見されることはないと考えていますが、仮に埋蔵文化財が発見された場合、及び万が一ガラが出た場合の費用負担については、協議させていただきます。</p>
32	<p><b>実施要領1ページ</b></p> <p>(5) 開園までのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定後の設計・建築工事が令和5年11月頃からとございますが、開園が令和8年4月となり3か年に跨りますが、設計、工事とも補助金対象となりますでしょうか。</li> <li>・ 令和5年4月～11月頃に犬山市様で用地、現況測量とございますが、公募時に提出した図面から測量により多少計画が変更となることはご了承頂けますでしょうか。</li> <li>・ 保育園設計の会社様の関連会社等が工事入札に参加することは可能でしょうか。</li> <li>・ 入札に関連する規則は、「犬山市契約規則」に準ずるものと思っておりますが、工事入札参加企業に何か制約等ございますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計年度と同一年度に工事着手すること、及び各年度の工事進捗率を予め示すことが必要となりますが、設計、工事とも補助金対象となります。なお、市の想定では、令和5年度は整備内容の検討に充て、令和6～7年度で設計と建築工事を実施することとしています。</li> <li>・ 測量結果による多少の計画変更はやむを得ないと考えています。</li> <li>・ 入札参加資格を有するのであれば、設計会社の関連会社ということだけをもって入札参加できないことはありません。</li> <li>・ 「犬山市契約規則」に準じて入札することをお願いいたします。なお、入札の告知方法等、個別に協議させていただく場合があります。</li> </ul>



質問に対する回答

NO	質問事項	回答
33	<p><b>実施要領2ページ</b></p> <p>(7) 施設の整備            法人が整備する範囲は敷地内の認識で相違ないでしょうか。            給排水等の変更や増設等が必要な場合、道路等から敷地境界までの引込みは犬山市様工事でお間違いなかったでしょうか。</p>	<p>法人が整備する範囲は基本的に敷地内となりますが、道路整備等、敷地外の整備が必要な場合は、市と協議の上、事業者の負担で実施していただくことになります。            給排水等の変更や増設等に伴う敷地外の工事についても同様です。</p>
34	<p><b>資料4 2ページ</b></p> <p>3 各種補助金について            保育所運営費委託料で積算されている190名の参考金額をお教え願えますでしょうか。</p>	<p>各種補助金算定については、保育所の定員以外に、人件費や保育サービスの内容により異なるため、既存施設の市内民間保育所（120名定員）の令和3年度補助金交付実績を参考として記載させていただきます。</p>
35	<p><b>様式A</b></p> <p>上記予定額財源について            予定額財源を提示する書類として、発行可能な直近月の            残高証明書で差し支えないでしょうか。</p>	<p>予定額財源が自己資金である場合は、様式Fにおいて添付いただく残高証明書で確認します。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
36	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 6</b></p> <p>運営する保育所の直近3か年分の収支決算書類 運営している保育所が100施設を超えている場合、任意の1施設を選定し、直近3か年分の収支決算書類を提出することでも差し支えないでしょうか。 ※任意の1施設ですが様式B記載の認可定員120名以上を予定しております。</p>	<p>任意の1施設で構いませんが、令和4年4月1日時点で認可定員が120人以上の保育所等について提出してください。</p>
37	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 7</b></p> <p>法人定款 定款が原本ではなくデータで管理されている場合、そのデータを印刷して提出することでもよろしいでしょうか。</p>	<p>法務局において申請日から1か月以内に発行された原本を正本としてください。</p> <p>学校法人においては定款がないため、寄附行為の写しに代表者による原本証明を行ったものを正本としてください。</p>
38	<p><b>様式B</b></p> <p>※設置認可年月日及び現在の認可定員が確認できる書類を添付してください と記載がございますが認可証の写しを添付する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認可証により、設置認可年月日及び現在の認可定員が確認できればよろしいです。</p>
39	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 6</b></p> <p>法人の直近3か年分の決算書類ですが、グループ法人の場合 ①親会社の連結決算書を提出 ②法人単独の決算書を提出 ③①と②どちらも提出 どのように対応すればよろしいでしょうか。</p>	<p>②法人単独の決算書を提出してください。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
40	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類についてNo. 5</b></p> <p>国税及び地方税の滞納のないことの証明ですが法人分につきましては 国税 その3の3 の納税証明書を提出する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>国税については、法人に賦課される他の税目がなければ、納税証明（その3の3）で構いません。なお、地方税については別途必要になります。</p>
41	<p><b>様式I</b></p> <p>A41枚以内と指定がございますが片面1枚の認識でよろしいでしょうか</p>	<p>よろしいです。</p>
42	<p><b>様式I</b></p> <p>項目ごとに1枚以内で記載する認識でよろしいでしょうか 例えば1. 応募の動機・経営理念について （1）保育所設置の動機や目的 （1）の内容を記載するのに1枚記載できる認識です。</p>	<p>大項目ごとに1枚で記載してください。（1. 応募の動機・経営理念について1枚で記載）</p>
43	<p><b>様式I</b></p> <p>別添でマニュアルや研修計画を添付することは可能でしょうか</p>	<p>よろしいです。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
44	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 19</b></p> <p>現在運営しているパンフレット等運営している保育所が100施設を超えている場合、任意の1施設を選定し、書類を提出することも差し支えないでしょうか。 ※任意の1施設ですが様式B記載の認可定員120名以上を予定しております。</p>	<p>差し支えありません。</p>
45	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 20</b></p> <p>直近3か年分の法人及び施設の指導検査結果及び改善報告書の写し 運営している保育所が100施設を超えている場合、任意の1施設を選定し、書類を提出することも差し支えないでしょうか。 ※任意の1施設ですが様式B記載の認可定員120名以上を予定しております。</p>	<p>様式Bに記載した保育所等すべてについて直近3か年分を提出してください。</p>
46	<p><b>犬山市認可保育所（（仮称）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について No. 21</b></p> <p>全体的な計画及び各年齢の保育計画</p> <p>参考資料として既存園の資料を提出しても差し支えございませんか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
47	<p><b>実施要項</b></p> <p>定員について 設定した定員までの児童の入所を約束するものではありませんとのことですが、いつから、どのような条件でしたら定員変更はできますか。</p>	<p>定員変更は、今後の年少人口の推移やニーズ調査により市全体の定員数の見直しを図る中で行うこととします。</p>
48	<p><b>実施要項</b></p> <p>備品について 選定事業者が新たに用意するものとなっていますが、既存の羽黒、羽黒北で使用して引き続き使える備品を引き継ぐことはできますか。</p>	<p>原則、選定事業者が新たに用意するものとします。</p>
49	<p><b>実施要項</b></p> <p>審査の方法について 審査委員会の中には、利用当事者である保護者は入っていますか。</p>	<p>審査委員会の構成委員については、非公表となります。</p>
50	<p><b>実施要領</b></p> <p>施設用地の無償貸付期間が経過した後の貸付費用について概算を教えてください。</p>	<p>問4の回答のとおりです。</p>
51	<p><b>実施要項、整備費・運営費等モデルケース</b></p> <p>保育所運営費委託料とは別に、犬山市民間保育所運営補助金、犬山市民間保育所事業費補助金、犬山市民間保育所保育体制強化事業補助金は受けられるという認識でよろしいか。</p>	<p>よろしいです。</p>

質問に対する回答

NO	質問事項	回答
52	<p><u>実施要項、整備費・運営費等モデルケース</u></p> <p>上記、認識の間違いがなければそれぞれの補助金の要綱等、金額が算出できるものをご提示いただけないか。</p>	問29の回答のとおりです。